

鳥羽市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として講じた措置について教育長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成28年3月9日

鳥羽市監査委員 村 林 守

鳥羽市監査委員 坂 倉 広 子

記

監 査 の 種 類	平成26年度 財政援助団体監査	
監 査 実 施 期 間	平成27年1月27日～2月16日	
結 果 区 分	所見（検討事項）	
課・係名等	指摘の内容	措置の内容等
教育委員会 生涯学習課	<p>入館料について</p> <p>鳥羽大庄屋かどやの設置及び管理に関する条例によると、入館料を徴収する旨規定されているが、徴収されておらず、その経緯を記した決裁文書等も見当たらなかった。</p> <p>入館料を徴収していない経緯については、ヒアリングにて確認したが、今後、条例又は協定書の改正あるいは経緯に関する決裁文書の作成等を検討されたい。</p>	<p>平成25年5月1日付けで提出されていた、かどや保存会からの申請書及び教育委員会内での決裁文書が存在していたことから、その写しを提出します。</p> <p>この書類については、監査実施時には提出できず、別途保存され失念していたものであります。今後は、監査受験に際し文書管理にも注意をもって臨みます。</p>